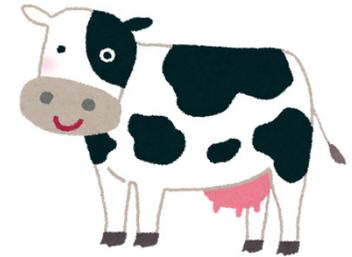


R7補正で新規・改正のあったクロスコンプライアンスの概要

1 生乳需給安定クロスコンプライアンス

新規!



全国的な生乳需給の安定のため、酪農を行う取組主体は、取引乳量に応じた金額を事業成果報告時まで継続して拠出することが新たに要件化。

2 環境負荷低減クロスコンプライアンス（みどりチェック）

改正!

環境負荷に総合的に配慮するため、畜産・酪農を行う取組主体は、畜産に由来する環境負荷低減に係る基本的な取組を行うことが要件。報告時のチェックシートの提出の徹底、取組状況の現地確認が追加。



3 安全な機械の選定

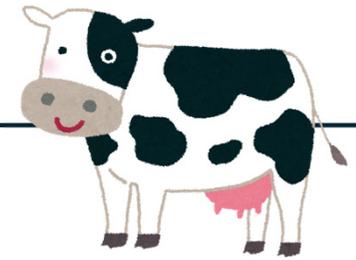
新規!

より安全な農業機械の導入のため、畜産・酪農を行う取組主体は、特定の機械について、安全性検査に合格したものを選定することが新たに要件化。



1 生乳需給安定クロスコンプライアンス

〔 施設整備・機械導入 〕



【要望時】

※畜産協会／都道府県、中畜／農政局等は、いずれも前者が機械導入、後者が施設整備

取組主体/借受者

- ① ↓
- ・ 「**チェックシート**」に必要事項を記入し、協議会に提出（※農家コードは間違えないこと!）

協議会

- ② ↓
- ・ 必要事項が全て記入されていることを確認の上、保管
 - ・ **一覧**を作成し、畜産協会/都道府県に提出

畜産協会/都道府県

- ・ 必要事項が全て記入されていることを確認し、一覧を中畜/農政局に提出

- ③ →
- ### 中畜/農政局等
- 一覧を農水省に提出

農水省（畜産局）

④ ↓

拋出状況を確認し、

- ・ 拋出実績なし
- ・ **チェックシート不備**

の場合は、中畜/農政局等を通じて取組主体等に連絡

（※遡及納付が確認された場合、申請を承認）

【成果報告時】

中畜/農政局等

- ・ 機械は、実績報告書の導入年度を元一覧を作成し、農水省に提出
- ・ 施設は、成果報告時の都道府県総括表が一覧の代わりになるので、**特段の対応は不要**

農水省（畜産局）

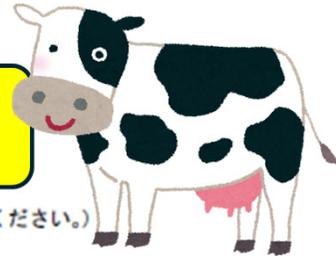
拋出状況を確認し、成果報告まで**継続して拋出されていない**場合は、中畜/農政局等を通じて取組主体等に連絡（※遡及納付が確認されない場合、補助金返還の可能性）

（留意点）※要望時、拋出実績が確認されるまでは、申請の承認は行わない

※肉用牛や飼料生産を主たる業としている酪農家も、チェックシートの提出は必要 2

1 生乳需給安定クロスコンプライアンス

〔機械導入〕



<生乳クロコンチェックシート>

【R7年度補正予算要望調査】

生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート
(畜産クラスター 機械導入事業用)

1 申請者（酪農経営体）の情報

ア 申請年月日	令和8年2月28日
イ 申請する補助事業名 (要望する事業をチェック)	<input type="checkbox"/> クラスター機械 (持続性) <input type="checkbox"/> クラスター機械 (収益性) <input type="checkbox"/> クラスター機械 (収益性・飼料) <input type="checkbox"/> クラスター機械 (収益性・省エネ) <input type="checkbox"/> クラスター機械 (収益性・肉脂肪)
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	
エ 取組主体名 (貸付の場合は借り受ける取組主体名) (法人の場合は法人名を記載)	
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略)	
カ 郵便番号	
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表者の住所を記載)	
ク 経産牛飼養頭数(令和7年10月末)	頭
ケ 別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる月の全取引乳量 (令和7年10月分)	kg

要望調査ごとに統一した日付とする。
今回は、
令和8年2月28日

突合に必要なため、間違いのないように！

申請の前々四半期の最終月の飼養頭数、取引乳量を記載
(令和8年2月要望の場合は、令和7年10月末のデータ)

新規就農者の場合は、「コ」～「ス」は予定をチェック

2 生産した生乳の取引先（チェックボックスにチェックしてください。）

コ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引
 サ 指定生乳生産者団体以外の事業者[※]に全量又は一部を取引
 「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。
 (複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ

ス 自家加工等[※]に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません。

3 確認事項（提出金の納付及び同意）（チェックボックスにチェックしてください。）

セ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業を運営管理する認定運営団体等が定める単価や拠出方法等に従い、別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の中欄に掲げる対象期間[※]の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた提出金の納付を行いました。

※ 令和8年1月から3月までに申請を行う場合には令和7年10月。令和8年4月から12月までに申請を行う場合には令和7年10月から別表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる全取引乳量を記入する対象となる月までの期間

ソ 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

新規就農者の場合も、「3 確認事項（セ、ソ）」は両項目とも、チェック。
(取引乳量がゼロの期間は、「ゼロ円の拠出を行っている」と判断。)

別表：補助金の申請を行う月ごとの拠出金の実績の確認を行う期間及び全取引乳量を記入する対象となる月

補助事業の申請を行う月	対象期間	全取引乳量を記入する対象となる月
4月から6月まで	前年1月から前年12月まで	前年12月
7月から9月まで	前年4月から当年3月まで	当年3月
10月から12月まで	前年7月から当年6月まで	当年6月
1月から3月まで	前々年10月から前年9月まで	前年9月

注：令和8年1月から3月までに申請を行う場合には、令和7年10月分の全取引乳量を記入すること。

- (1) 農林水産省や(独)農畜産業振興機構、地方公共団体・団体・事業者（同機構が実施する補助事業等）であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの同意を得る場合は、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数等を添付し、提出する。
- (2) 農林水産省と連携する団体等が、本チェックシートで申告された情報を利用すること。
- (3) 生乳需給安定化事業を運営管理する認定運営団体等やこの団体等に提出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して提出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

(3) 生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと

2-1 環境負荷低減クロスコンプライアンス（みどりチェック）

〔機械導入〕



【申請時】

チェックシートは協議会で保管し、求めがあった場合に提出

【実績報告時】

取組主体

- ① ↓
- ・「チェックシート」に**実際に実施した項目を記入し、協議会に提出**

協議会

- ② ↓
- ・**実施しなかった項目は、チェックシートの解説書等を用いて指導の上保管**
 - ・**チェックシートを実績報告書に添付し、畜産協会に提出**

畜産協会

- ・**報告内容を確認し、チェックシートを実績報告書に添付し、中畜に提出**

※**R6補正**のみどりチェックの報告について

取組主体は、**成果報告時**に、記入したチェックシートを協議会に提出し、協議会はチェックシートを確認、保管し、畜産協会を通じて中畜に提出（一覧の作成は不要）。

中畜

③ →

チェックシートを元に**一覧を作成し、農水省から求めがあった場合に提出**

④ → **農水省
(畜産局)**

【現地確認】

農水省は、**抽出した取組主体**において、チェックシートの項目が**実際に**行われたかを**現場での聞き取り、目視により確認**、必要に応じて**指導**を行う。

2-2 環境負荷低減クロスコンプライアンス（みどりチェック）

〔施設整備・実証支援〕



【申請時】

チェックシートは協議会で保管し、求めがあった場合に提出

【実績報告時】

取組主体/借受者

- ① ↓
- ・「チェックシート」に**実際に実施した項目を記入し、協議会に提出**

協議会

- ② ↓
- ・実施しなかった項目は、チェックシートの解説書等を用いて**指導の上保管**
 - ・チェックシートを元に**一覧を作成し、実績報告書に添付して都道府県に提出**

都道府県

- ・**報告内容を確認し、都道府県ごとの一覧を作成して実績報告書に添付し、農政局等に提出**

※ **R6補正**のみどりチェックの報告について
取組主体/借受者は、施設、実証いずれも、**実績報告時に記入したチェックシートを協議会に提出**し、協議会はチェックシートを確認、保管し、都道府県通じて農政局に提出（一覧の作成は不要）。

③

農政局等

一覧を保管し、**農水省の求めがあった場合に提出**

④

農水省 (畜産局)

【現地確認】

農水省は、**抽出した取組主体等**において、チェックシートの項目が**実際に**行われたかを**現場での聞き取り、目視により確認**、必要に応じて**指導**を行う。

3 安全な機械の選定 〔 施設整備・機械導入 〕



【要望時、事業参加申請時】

- ・ 取組主体は、以下の機械を導入希望する場合は、安全性検査合格機を選定する必要
- ・ 要望時は、それを踏まえて機械を選定し、見積もりを取るとともに、
申請時は、安全性検査合格機であることが分かる書類（カタログや見積書など）を添付

<対象機械>

R7年4月から新たに販売される型式の（輸入機は海外での発売日がR7年4月以降のもの）

- ・ トラクター
- ・ 子実とうもろこし乾燥機（乾燥機（穀物用循環型））

<参考>

農研機構の安全性検査合格機一覧：<https://www.naro.go.jp/org/iam/Test/index.html>



【事業参加申請時】

中畜は、申請書類審査時に、安全性検査合格機でないことが判明した場合は、安全性合格機への変更を指示。